

令和3年度 第2回鹿屋市農業委員会臨時総会議事録

1 日 時：令和3年8月10日（火） 午後1時30分から午後2時28分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	有馬 研一	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	鶴田 勉
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	立元 和揮	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	岩井 洋子		

4 部外者出席 無

5 事務局職員 局 長 西迫 博
 次長兼農地係長 下原 隆二
 振興係長 井手口 剛

主 査	関口 実	
主 査	池畑 信幸	
主 査	下仮屋 重博	
主任主事	兒高 翔	
主任主事	久木田 郁香	
課 長	吉永 隆治	(輝北総合支所 産業建設課)
主 幹	梶原 宏行	(輝北総合支所)
課 長	宮地 智治	(串良総合支所 産業建設課)
主 査	鳥巢 良和	(串良総合支所)
課長補佐	前下 正吾	(吾平総合支所 産業建設課)
主任主事	柳井谷 晃志	(吾平総合支所)

6 総会日程 [議事]

- ・農地利用最適化推進委員の選任について
[報告]
- ・運営委員会について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 中塩屋 均 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第2回鹿屋市農業委員会臨時総会議事録

令和3年8月10日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時28分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さんご起立ください。姿勢を正してください。ただいまから、鹿屋市農業委員会第2回臨時総会を開催いたします。一同礼、ご着席ください。

議長 ただいまから、令和3年度 鹿屋市農業委員会第2回臨時総会を開会します。事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、ありません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号3番の寺下委員と、4番の中塩屋委員を指名します。

それでは、議案35号農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 去る8月2日に農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、1頁にありますように、21名の農地利用最適化推進委員が選考されました。選考委員会としては、この21名を推進委員として決定し、委嘱することとしたところです。選考委員会では、地区ごとに評価を行い、鹿屋地区で10名、串良地区で5名、輝北地区で3名、吾平地区で3名を選考いたしました。

議長 ただいま、説明がありましたが、なにかご意見、ご質問ありませんか。

「なし」

それでは、1頁の21名を農地利用最適化推進委員としてよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、21名を農地利用最適化推進委員として決定し、委嘱することとします。

それでは、次に日程第1の農地利用最適化推進委員の委嘱式を行います。準備をしますので、しばらくそのままでお待ちください。

(委嘱状交付)

議長 それでは、議事に入る前に若干時間をいただき、両委員の自己紹介をしたいと思います。まず、私の自己紹介をします。

(議長自己紹介)

それでは、農業委員の議席番号1番の新原委員から順に自己紹介をお願いします。

(農業委員自己紹介)

それでは、有馬推進委員から、順番にお願いします。

(推進委員自己紹介)

最後に、事務局の紹介をお願いします。

(事務局自己紹介)

それでは、私の方から、運営委員会について報告します。

(1) の農地利用最適化推進委員選考委員会については、先ほど説明がありましたので、省略します。

次に、(2) の農地等の利用の最適化に関する指針については、新体制になり、すみやかに制定しなければならない指針であり、8月23日の総会に素案が提示されるので、内容を確認頂き、9月の総会で承認をするとのことであります。

(3) の令和3年度の総会・調査等の日程については、資料の6頁から7頁のと通りの日程で開催することで承認いただきたいと思えます。月1回の総会ですので、欠席のないよう日程の確保をお願いします。欠席の場合は、事務局へ連絡をお願いします。

(4) の令和3年度の調査員割り当てについては、資料の8頁に記載されていますので、確認のうえ、日程確保をお願いします。

(5) の令和3年度先進地視察研修については、資料の9頁に案が記載されていますが、日程は未定であり、コロナ禍でもあり相手方等との調整もあることから状況を見ながら判断し、内容が決まり次第、両委員に案内しますので、参加方よろしくをお願いします。

(6) の令和3年度農業委員会事務局予算概要については、資料の10頁のとおりであり、事業の実施にあたっては、委員の協力方をお願いします。

(7) の農業まつりの農地相談については、資料の11頁にありますように昨年は、コロナウイルス感染症により中止となりました。本年も開催されるか分かりませんが、農業委員会で毎年、農地相談を実施しておりますので、各地区で委員の参加者を調整してください。

(8) の権限移譲については、資料の12頁から13頁にあります。県において違反転用の処理が整理されれば、今後方向性について協議・検討していきたいとしたところです。

(9) の農地情報公開システムの運用については資料の14頁にありますように、新しいシステムへの移行作業を進めており、総会の議案書も全国統一した様式に変わるとのことです。

「異議なし」

「異議なし」ですので、報告を終わります。以上で、臨時総会に付議された議案等の審議は

すべて終了しました。次にその他に入ります。委員の方々から何かありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、なければ、事務局はなにかありますか。

局長 それでは、担当区域について、説明します。資料の15頁から19頁のとおり、新体制での委員の担当区域が作成されています。原則、農業委員と推進委員で担当区域を受け持つてもらいます。記載のある担当区域で変更等があれば、事務局へご連絡ください。

議長 ただいま、説明がありました。なにかご意見、ご質問ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、それでは、担当地域は、記載のとおりですので、各委員は各種調査や現場活動等をよろしくお願いします。

他に事務局は、ありませんか。

次長 先月の総会で連絡しました8月31日（火曜日）に開催予定の鹿児島県農業委員会大会について説明します。新たに委員になられた方は、資料を配布してあります。ご覧ください。全員の出席をお願いしたところですが、都合の悪い方は明日までに事務局へご連絡ください。なお現時点では中止の連絡は来ておりませんが、中止となった場合はお知らせいたします。以上です。

兒高 令和3年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査について説明します。実施要領をご覧ください。

1頁です。目的としましては、平成21年12月に農地法改正により、農業委員会は毎年1回その区域内にある農地の利用状況について調査を行うことになりました。その結果、遊休農地の所有者等に対して、農地の農業上の利用意向について調査を行うこととなります。荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するため、農地の荒廃状況・解消状況の把握を図ります。

次に2番の実施期間ですが、令和3年8月11日から9月21日の2ヶ月程度といたします。

次に3番の調査対象及び調査内容については、管内の全農地が対象となります。実施に当たっては、1つ目に遊休農地及び遊休化の可能性のある農地の把握。2つ目に農地の違反転用の発生防止と早期の発見。3つ目に過去の調査においてA分類又はB分類と区分された農地の現状確認。以上3点について調査をお願いします。

次に4番の配布物ですが、配布してある袋に荒廃農地分布図・活動記録簿・筆記用具を入れてあります。

次に5番の提出期限ですが、9月21日が第6回総会の当日となりますので、その日まで

に提出をお願いします。

次に2頁の6番です。遊休農地については、所有者に利用意向調査や非農地通知を送付することから、間違いがないよう注意して記入するようお願いします。

次に7番です。活動記録簿の記入についてですが、同封の記載例を参考に行ってください。

次に3頁の8番です。荒廃農地分布図へは、荒廃農地が解消されている場合は○、解消されていない場合はチェックマーク、遊休農地化している場合はA、荒廃農地はBを記入してください。その結果により利用意向調査又は非農地通知書を発送します。記載例も参考にしてください。

次に4頁のA分類・B分類の判断基準です。

A分類の判断基準ですが、定義としては現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の用に供されない農地。過去1年間以上作物の栽培がされず、かつ、今後も所有者による維持管理や栽培が行われる見込みがない農地です。そして伐根等により栽培可能な農地に再生可能な農地がA分類です。

次に5頁のB分類の判断基準ですが、定義としては、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な要件・整備が著しく困難な農地、又は周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して農業上の利用が見込まれない農地がB分類です。農振農用地以外の農地で荒廃状況としてA分類であるが、周囲の状況等見ても農地を再生しても今後継続して利用することが困難と思われる農地についてはB分類とします。例としては周囲が山林化し鳥獣被害や農業機械の利用が難しく耕作ができないような農地で、今後山林化が予想される農地はB分類です。今年度の調査で発見されたB分類の農地で農振農用地以外の農地については、3月の総会で非農地判断を行い、所有者へ非農地通知書を発送します。

次に6頁の利用意向調査についてです。今年度の調査において発生したA分類の再生可能な農地については、利用意向調査書を発送します。以上です。

次に農業委員会だより編集委員の選出についてです。農業委員会では農業者への情報提供・農業委員会活動のPRのために年に1回1月に広報誌を発行しています。広報誌の編集員として各地区1名を新たに選出していただく必要があります。8月の総会までに各地区1名の選出をお願いします。併せて各委員の自己紹介の紹介分の提出も8月の総会までをお願いします。

次に、農業者年金加入推進部長の選出についてです。農業者年金加入促進のため、各地区1名を農業者年金加入推進部長として選出していただきます。8月の総会までに各地区1名の選出をお願いします。

次に、鹿屋市農業委員会LINEの運用についてです。これまで、緊急連絡については電話にて行っておりましたが、より効率的・迅速に行うため鹿屋市農業委員会のLINEを作成しました。LINEがスマートフォンにしか対応していないため、携帯電話の方については電話にて連絡を行います。事務局からは総会の案内や緊急連絡等を発信します。農業委員・推進委員からは総会の欠席の連絡・農地の管理状況・違反転用の情報提供について写真や位置情報も同時に連絡できます。注意事項としましては農業委員・推進委員からの発信は事務局へのみとなっています。以上です。

久木田 次に公務災害共済制度についてです。この保険は全国農業会議所を保険契約者として農業委員・推進委員を被保険者とする団体保険です。被保険者である委員が公務中に事故にあった場合に保険金を支払います。毎年1回保険の契約を行っています。保険期間は10月1日からの1年間となります。保険内容については資料の確認をお願いします。以上です。

次 長 本日のこれからの日程について、説明します。この後、15分程度、休憩を取ります。今年度は全委員の作業用ジャンパーとポロシャツを新調します。サンプルがありますので、全員、サイズ合わせをお願いします。また、農業委員会だより委員の方々の写真を掲載しますので、エレベーター前で写真撮影をお願いします。

その後、新たに農業委員、推進委員になられた方は、研修を行います。今までの委員の方々も参加できますので、希望される方は、よろしくをお願いします。

議 長 他に委員からありませんか。

本 田 今回、初めて農業委員になったが、農地利用状況調査について、詳しい説明があるのか、1人で行うのか2人で行うのかもわからないので教えてほしい。ペアとなる推進委員も初めてである。

局 長 基本は1人で行うが、ペアによっては2人で行う場合もあります。この後の研修では説明する予定はないが、必要であれば個別に説明を行います。

議 長 他に委員からありませんか。

「なし」

局 長 それでは、皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。

・・・・・・・・(一同礼)・・・・・・・・